

税制改正による相続税の

基礎控除引き下げにより、相続税が身近な税金になってきた。こうした状況なのか、急速に関心が寄せられているのが生前の遺産分割だ。今回の税制改正は相続税を増税する一

方で、贈与税には甘い作りになっている。高年齢者が抱える資産を若年層にシ

フトして経済活性化につなげるためだ。相続時精算課税制度しかり、教育資金贈与特例しかり、事業承継税制しかり――。

相続・贈与・事業承継の専門家である三輪厚二税理

士(大阪市)は、「贈与税

に甘い今の環境を活用しない手はない」と語る。生前遺産分割の選択肢は豊富だが、具体的な活用にあたっては個々の事情が絡んでくるため慎重な判断が必要に

「生前遺産分割」で節税

SPクラブ 新相続税のサービス続々

三輪氏が展開する「SP

クラブ」は、入会金・年会費無料のサービス。個別相談や事業承継の相談、セカンドオピニオンサービス、不動産投資・融資の相談が初回無料。広大地の簡易判

を実現している。

相続税申告の報酬というと分かりにくく高額なイメージがあるが、同氏は、財産の額に連動する従来型の報酬体系ではなく、相続人数と財産の種類と数を

ベースに計算す

る独自のSPシ

ステムを採用。

事前に正確な報酬が見積れる。

相続税の基礎

なる。しかし、「どこに相

談すればいいのか」「高い相談料がかかるのでは」と心配する声も。そんな不安を払拭してくれる新しいサービスがここへきて注目を集めている。

定や税務ニュースの配信、

生命保険を使ったプラン作成は無料。このほか電話やメールでの相談は月2千円、現状分析、相続税申告、更正の請求書の作成がそれぞれ5%オフなど、低コスト

控除引き下げは平成27年1

月1日以後の相続からの適用。事前の対策が税負担を大きく左右するため、専門家が展開する各種サービスを上手に利用して大増税時代に備えたい。